

京都市上下水道局告示第43号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成27年10月19日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 廃止届出業者名等

(1) 京都府船井郡京丹波町下栗野東タンボ56-1

有限会社山正建設

代表取締役 山口 正幸

(2) 京都市伏見区久我東町1-144

オフィスまこと

代表者 小林 婦美子

2 廃止年月日

(1) 平成27年9月18日

(2) 平成27年9月28日

(上下水道局水道部給水課)